

議会運営委員会日程

令和6年10月10日（木）

午前10時 議会運営委員会室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第167号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

日程第2 修正案及び附帯決議案について

- (1) 「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する修正案
- (2) 「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する附帯決議案

日程第3 意見書案について

- (1) 意見書案第15号 聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職選挙法等の改正を求める意見書
- (2) 意見書案第16号 聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書
- (3) 意見書案第17号 職場における熱中症対策の徹底を求める意見書
- (4) 意見書案第18号 公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書
- (5) 意見書案第19号 地方公営企業法の改正を求める意見書
- (6) 意見書案第20号 米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書
- (7) 意見書案第21号 入管法の強化を求める意見書

日程第4 10月11日（金）の本会議の運営について

【別紙「10月11日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第5 その他

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び川崎市議会会議規則第 1 6 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 月 本 琢 也

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 三 浦 恵 美

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する修正案

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第 2 条のうち、川崎市水道条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 8 号）第 2 7 条第 1 項第 2 号の改正規定中「3 9 円」を「7 5 . 8 円」に改める。

提 案 理 由

工業用水道事業の見直しに伴う料金体系の改定について、適切な負担となるように修正するものである。

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する附帯決議案の提出について

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 岩 田 英 高

〃 仁 平 克 枝

〃 重 富 達 也

〃 高 戸 友 子

〃 那須野 純 花

「議案第 124 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する附帯決議案

- 1 工業用水道事業及び水道事業のいずれにおいても、物価高騰等による経営状況の悪化に伴う利用者負担の増加を可能な限り最小限にとどめるために必要な施策及び措置を講ずること。
- 2 水道事業及び下水道事業の料金制度等の在り方を検討する際には、本条例による工業用水道利用者の負担増加率との比較で過度な市民負担とならないよう努めること。

意見書案第15号

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職選挙法等の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年10月8日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 月本琢也

〃 堀添健

〃 宗田裕之

〃 三宅隆介

〃 吉沢章子

〃 飯田満

〃 三浦恵美

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職
選挙法等の改正を求める意見書

公明かつ適正な公職選挙を確保するため、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる環境を整備することは極めて重要なことであり、聴覚障害者などの障害のある方に主張を周知する手段を確保することについても同様であるが、実際、聴覚障害者が候補者の演説に遭遇しても、どのような演説が行われているか認識することができていない。

聴覚障害者が演説における候補者の主張を理解する手段として、手話通訳や要約筆記があるが、手話通訳士の登録者数は令和6年7月1日現在、全国で4,197人、本市では66人と少数であることに加え、手話通訳士や要約筆記者に関する費用は候補者の自己負担であることから、全ての候補者が手配することは困難であり、聴覚障害者に候補者の主張を周知することは難しい状況になっている。

また、平成25年の公職選挙法改正により、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁され、要約筆記や音声認識した文字を画面に投影することは可能になったものの、屋外の演説会場における映写は認められていないため、聴覚障害者が演説内容を理解しようとする際、自ら音声認識に関するソフトウェアや機器を用意しなければならないことは大きな負担となっている。

よって、国におかれては、公職選挙法等を改正し、聴覚障害者に公職選挙における候補者の主張を周知する手段を確保し、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる機会を保障するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 手話通訳士及び要約筆記者に関する費用について、選挙運動に関する費用の一部として公費負担の対象とすること。
 - 2 屋外の演説会場において、要約筆記や音声認識した文字の映写を可能にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 16 号

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 原 典 之

〃 浜 田 昌 利

〃 岩 田 英 高

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙
運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書

公明かつ適正な公職選挙を確保するため、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる環境を整備することは極めて重要なことであり、聴覚障害者などの障害のある方に主張を周知する手段を確保することについても同様であるが、実際、聴覚障害者が候補者の演説に遭遇しても、どのような演説が行われているか認識することができていない。

聴覚障害者が演説における候補者の主張を理解する手段として、手話通訳や要約筆記があるが、手話通訳士の登録者数は令和6年7月1日現在、全国で4,197人、本市では66人と少数であることに加え、手話通訳士や要約筆記者に関する費用は候補者の自己負担であることから、全ての候補者が手配することは困難であり、聴覚障害者に候補者の主張を周知することは難しい状況になっている。

また、平成25年の公職選挙法改正により、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁され、要約筆記や音声認識した文字を画面に投影することは可能になったものの、屋外の演説会場における映写は認められていないため、聴覚障害者が演説内容を理解しようとする際、自ら音声認識に関するソフトウェアや機器を用意しなければならないことは大きな負担となっている。

政府としては、選挙の公正を確保しつつ、障害者の政治参加を進めることについては、重要な課題と認識しており、選挙運動のために使用する文書図画の掲示に係る規制については、選挙運動の在り方の問題であることから、各党各会派において十分な議論が必要との見解が示されている。

よって、国におかれては、聴覚障害者に公職選挙における候補者の主張を周知する手段を確保し、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる機会の重要性を鑑み、手話通訳士及び要約筆記者に関する費用を公費負担とする、あるいは屋外の演説会場において要約筆記や音声認識した文字の映写を可能にするなど、選挙運動の在り方についての議論を促進することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 17 号

職場における熱中症対策の徹底を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 堀 添 健

〃 木 庭 理香子

〃 押 本 吉 司

〃 林 敏 夫

〃 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 渡 辺 学

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

職場における熱中症対策の徹底を求める意見書

気象庁が発表した本年7月の月平均気温は、統計を開始した明治31年以降で最高値を記録し、各地で40度を超える危険な酷暑が観測される中、職場における労働者の熱中症の危険度は一層高まっており、特に屋外やエアコンを始めとした空気調和設備を設けることができない屋内の職場における熱中症対策の強化は非常に重要な課題である。

実際、厚生労働省が本年5月に発表した「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」によれば、昨年の職場における熱中症による死傷者は1,106人、そのうち31人が命を落としている状況であり、職場における熱中症対策は、酷暑が続く我が国で働く人々の命と健康を守るためにますます重要になっている。

よって、国におかれては、労働者の命と健康を熱中症から守り、安心かつ安全に働くことができる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 屋内外で十分な熱中症対策を事業者に義務付けるため、屋内における空気調和設備の設置と適切な室温管理の徹底、屋外での冷却服の着用、強い紫外線から目や肌を守る保護眼鏡や作業服等の着用に関する基準を労働安全衛生規則に規定するとともに、酷暑を避けた労働時間の設定など酷暑対策としての働き方改革を検討すること。
 - 2 エビデンスに基づく職場における熱中症対策を徹底するため、厚生労働省が実施する労働安全衛生調査において、暑さ指数(WBGT・湿球黒球温度)に関する調査を毎年実施し、できる限り速やかに公表するとともに、調査結果に基づく事業者団体に対する指導監督を適切に実施すること。
 - 3 職場における熱中症対策の周知徹底のため、都道府県労働局が事業者団体に対して行っている熱中症対策についての説明会の回数及び参加事業者数を抜本的に増やすとともに、事業主や労働者への周知を強化すること。
 - 4 職場における熱中症対策を実効性のあるものにするため、厚生労働省労働基準局や都道府県労働局で熱中症対策に取り組んでいる人員体制の抜本的な強化を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 18 号

公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 堀 添 健

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書

公益通報者保護法は令和２年６月、法の制定から１６年ぶりに公益通報者の保護を強化するための改正が行われ、令和４年６月に施行されたが、同法の附則において、施行後３年を目途として、改正後の同法の施行状況を勘案し、公益通報したことを理由とする公益通報者に対する不利益取扱いの是正に関する措置や民事訴訟における立証責任の在り方等について検討を加え、必要な措置を講じることとされている。

このような中、政府は改正法施行後一定期間が経過したことから、公益通報者保護制度検討会において、近年の公益通報者保護制度をめぐる国内外の環境の変化や改正後の同法の施行状況を踏まえた検討を進めている一方、同法が禁じる通報者の探索が疑われている兵庫県の事案、民間においては、消費者庁が行政指導を行った株式会社ビッグモーターやダイハツ工業株式会社の事案など、同法の趣旨に沿った対応が取られない事案が相次いでいる。

よって、国におかれては、同法を改正し、全ての勇気ある公益通報者の保護に関する制度を充実させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- １ 公益通報者の探索を禁止する明文規定を設けるとともに、通報者を探索する行為その他公益通報を理由とする不利益取扱いに対し、罰則を規定すること。
- ２ 公益通報者が解雇などの不利益取扱いを受けた場合の立証責任を事業者に転換するなど通報者の立証責任を緩和すること。
- ３ 内部公益通報について、安心して通報できない状況が生じやすいことから、外部の公益通報受付窓口の設置を推奨すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

意見書案第 19 号

地方公営企業法の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

地方公営企業法の改正を求める意見書

水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業などの事業を行う地方公営企業に勤務する職員（以下「企業職員」という。）等を除いた地方公共団体の一般職の職員は、任命権者によって懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた際、地方公務員法第49条の2の規定に基づいて、人事委員会又は公平委員会に対して不利益処分に関する審査請求を行うことが認められている。

他方、企業職員については、雇用関係が民間企業の従事者と類似しており、労働組合を結成し、団体交渉において問題を取り上げることができるとして、同じ地方公務員でありながら、地方公営企業法第39条第1項の規定により、人事委員会又は公平委員会に対する審査請求が認められていない。

このような状況の中、企業職員が不服を申し立てる手段としては、主に裁判、組合を通じた団体交渉、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の適用による紛争解決制度が挙げられる。

しかし、裁判は経済的、精神的な負担が大きく現実的には選択が困難であり、団体交渉は地方公営企業法が施行された昭和27年と比べて労働組合の組織率が大幅に低下するなど社会環境の変化に伴い、今日では十分な実効性が担保されず、紛争解決制度の利用においても紛争当事者に対する合意の拘束力がないなど、いずれの手段も有効な選択肢とはいえない。

同じ地方公務員でありながら配属の違いで、本来、不利益な処分を受けた際に平等に守られなければならない不服を申し立てる権利に差異が生じている現状は不合理であると言わざるを得ず、早期に是正するべきである。

よって、国におかれては、企業職員についても人事委員会又は公平委員会に不利益処分に関する審査請求ができるよう、早期に地方公営企業法を改正し、不平等を解消することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

意見書案第 20 号

米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書

国民の主食である米の在庫が不足し、販売価格の高騰が続いていることにより、国民が買えない・食べられない事態が全国で起きており、この要因について、農林水産省は昨年の猛暑による収穫量の減少、インバウンド需要の拡大などコロナ禍からの回復、他の食品の値上がりに伴う米の相対的な割安感の高まり等を受け、需要が伸びたことを挙げている。

しかし、そもそも、安定して十分な生産量を確保し、農産物の価格保障や所得補償によって農家の収入を支えるという、多くの国々で行われている政策を採用していれば防げた事態であることから、今回の事態はこれまでの政府の失政の結果と言わざるを得ず、政府は在庫があると主張するならば最低限、店頭に並ぶよう緊急に対策を講じるべきである。

また、コロナ禍に発生した米の大幅な過剰に対し、政府が緊急に備蓄用の米の買上げをしなかったことなどが要因となり令和3年産の米の価格が暴落したほか、政府が令和3年から2年連続で20万トン以上の減産を対策としたため、僅かな需給の変化で米の流通が混乱し、価格が乱高下している。

実際、総務省が発表した令和6年8月の全国消費者物価指数によると、米類の価格は前年同月比28.3%と大幅に上昇する中、依然として、米不足と価格の高騰は国民生活に広く影響を与えており、とりわけ低所得者や貧困家庭に与える影響は深刻になっている。

よって、国におかれては、米不足に緊急に対応するとともに、米の需給と価格の安定に責任を持ち、国民の食糧を確保する政策に転換するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通・小売業界と協力し、店頭に必要な米が出回るよう緊急対策を講じるとともに、これにより生産者に価格の変動による不利益を生じさせないように対策すること。
- 2 米の価格保障や農家への所得補償を抜本的に充実し、大多数の農業者が安定して生産を続けられる条件を整えること。
- 3 価格高騰により米の小売業者の仕入資金が不足していることから、借入条件の優遇、別枠融資、利率の軽減等の緊急対策を講じること。
- 4 備蓄米の支給制度を低所得者や貧困家庭へも行き届くような制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

意見書案第 2 1 号

入管法の強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

入管法の強化を求める意見書

昨年6月、保護すべき者と退去すべき者を明確にし、退去すべき外国人の自発的帰国を促すことを目的として、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が改正されたが、出入国在留管理庁の統計によれば、令和6年1月1日現在の本邦における不法残留者数は7万9,113人と令和5年1月1日現在に比べ、8,622人・12.2%の増加となるなど、その数は増加傾向にあり、実際には統計上の人数をはるかに上回る不法残留者、すなわち外国人犯罪者がいるとも言われている。

警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、不法就労外国人対策等関係局長連絡会議の設置を始めとした連携・協力を進め、本年5月には「不法就労等外国人対策の推進」の改訂版を策定する等の取組を実施しているが、残念ながら成果は上がっていない。

実際、埼玉県南部に集住するトルコ国籍のクルド人の一部と近隣住民との間でトラブルが続く中、クルド人同士の殺人未遂事件を契機に約100人が絡む騒動へと発展し少なくとも5人の逮捕者が出たほか、女子中学生に性的暴行を加えたとしてクルド人男性が逮捕されるなど外国人による事件が相次ぎ、国民の体感治安悪化の要因の一つとなっている。

外国人犯罪の被害者となるのは日本国民たる自治体住民であり、警察経費はもとより日常の防犯に関する経費や業務を負担するのも国民たる住民とその自治体であり、検察官への送致後は起訴・裁判、有罪確定となれば収監・服役と全ての段階で国費が使われ、その過程で通訳や宗教禁忌への対応により日本人犯罪者以上に国費を要するものと想定される。

そもそも、外国人には、我が国に入国し在留する憲法上の権利はなく、国家がその国にとって好ましからざる外国人の入国を禁じ又は適当と認める条件により入国を許可する権限を有することは国際法上確立した原則となっており、かかる原則にのっとり出入国管理行政が厳格に実施されていれば、日本国民が外国人犯罪の被害者となることもなく、外国人犯罪対応経費も極小化することが可能となる。

よって、国におかれては、入国許可に付随して、遵法誓約、保証金の預託、往復航空券の保持、日本滞在中の加害への賠償責任保険加入の義務付け、刑法犯と行政罰を3回以上科された者の永久入国禁止、旅券の常時携帯と提示義務の徹底といった必要な措置を講じるため、入管法を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣
警察庁長官

10月11日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	一般議案	28件	} 一括上程
日程第2	決算等	19件	
日程第3	報告	5件	
日程第4	請願	3件	

- (1) 委員長報告（日程第1、第4の各案件）
総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境の順
（決算審査特別委員会の委員長報告は省略）
～ 委員長報告に対する質疑 ～
- (2) 「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する修正案
[提案説明、代表質疑]
- (3) 「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する附帯決議案
[提案説明、代表質疑]
- (4) 討 論（日程第1、第2、第4の各案件、修正案、附帯決議案）
[日程第3の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]
- (5) 採 決
 - ① 日程第1の議案28件中、次の議案9件を除いた19件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
 - 議案第119号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第122号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第127号 東扇島堀込部埋立その2工事請負契約の締結について
 - 議案第130号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について
 - 議案第131号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について
 - 議案第133号 川崎市中原市民館の指定管理者の指定について
 - 議案第134号 川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理者の指定について
 - 議案第166号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - ② 除いた議案9件中、議案第119号、第122号、第127号、第131号、第133号、第134号及び第166号の7件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
 - ③ 議案第124号に対する月本琢也議員ほか4人の議員から提出された修正案を押しボタンを用いた記名投票により採決
 - ④ 除いた議案第124号を押しボタンを用いた記名投票により採決
 - ⑤ 議案第124号に対する附帯決議案を押しボタンを用いた記名投票により採決
 - ⑥ 除いた議案第130号を押しボタンを用いた記名投票により採決
 - ⑦ 日程第2の決算等議案19件中、次の議案8件を除いた11件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
 - 議案第145号 令和5年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第146号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第148号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第150号 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第152号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第153号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 1 5 7 号 令和 5 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 1 6 1 号 令和 5 年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

- ⑧ 除いた議案第 1 4 5 号、第 1 4 6 号、第 1 4 8 号、第 1 5 0 号、第 1 5 2 号、第 1 5 3 号、第 1 5 7 号及び第 1 6 1 号の 8 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
- ⑨ 日程第 4 の請願 3 件中、請願第 5 号を押しボタンを用いた記名投票により採決
請願第 5 号 きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願
- ⑩ 請願第 1 7 号及び第 1 8 号を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
請願第 1 7 号 教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願
請願第 1 8 号 小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願

2

日程第 5

議案第 1 6 7 号 令和 6 年度川崎市一般会計補正予算

[上程、提案説明、代表質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

3

日程第 6

意見書案第 1 5 号 聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職選挙法等の改正を求める意見書

意見書案第 1 6 号 聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書

[一括上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、まず、意見書案第 1 5 号を押しボタンを用いた記名投票により採決。その後、意見書案第 1 6 号を押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 1 7 号 職場における熱中症対策の徹底を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 1 8 号 公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 1 9 号 地方公営企業法の改正を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 2 0 号 米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 2 1 号 入管法の強化を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

4

日程第 7 請願・陳情

[「請願陳情文書表（その 2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決]

5

日程第 8 閉会中の継続審査及び調査について

[「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決]

令和6年第3回川崎市議会定例会
議事日程第6号

令和6年10月11日(金)
午前10時 開 議

第 1

- 議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第119号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
議案第123号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第125号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第126号 初山住宅新築第3号工事請負契約の締結について
議案第127号 東扇島堀込部埋立その2工事請負契約の締結について
議案第128号 大師橋駅前交通広場整備工事請負契約の締結について
議案第129号 多摩区における町区域の設定について
議案第130号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について
議案第131号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について
議案第132号 市道路線の認定及び廃止について
議案第133号 川崎市中原市民館の指定管理者の指定について
議案第134号 川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理者の指定について
議案第136号 令和6年度川崎市一般会計補正予算
議案第137号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
議案第138号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第139号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第140号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第141号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第142号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第143号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第144号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第165号 川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について
議案第166号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 2

- 議案第145号 令和5年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第146号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第147号 令和5年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第148号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第149号 令和5年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第150号 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第151号 令和5年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第152号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第153号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第154号 令和5年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第155号 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第156号 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第157号 令和5年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第158号 令和5年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第159号 令和5年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第160号 令和5年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第161号 令和5年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第162号 令和5年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第163号 令和5年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第 3

報告第 18号 健全化判断比率の修正の報告について
報告第 19号 健全化判断比率の報告について
報告第 20号 資金不足比率の報告について
報告第 21号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について
報告第 22号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

請願第 5号 きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願
請願第 17号 教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願
請願第 18号 小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願

第 5

議案第167号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

第 6

意見書案第15号 聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職選挙法等の改正を求める意見書
意見書案第16号 聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書
意見書案第17号 職場における熱中症対策の徹底を求める意見書
意見書案第18号 公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書
意見書案第19号 地方公営企業法の改正を求める意見書
意見書案第20号 米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書
意見書案第21号 入管法の強化を求める意見書

第 7

請願・陳情

第 8

閉会中の継続審査及び調査について

令和6年10月7日

川崎市議会議長

青木功雄様

総務委員長

末永直

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務企画局に関する部分）（原案可決）

議案第119号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第125号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について（同意）

議案第128号 大師橋駅駅前交通広場整備工事請負契約の締結について（原案可決）

議案第136号 令和6年度川崎市一般会計補正予算（原案可決）

議案第137号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計補正予算（原案可決）

令和6年10月7日

川崎市議会議長

青木功雄様

文教委員長

浦田大輔

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第120号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第121号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第129号 多摩区における町区域の設定について
(原案可決)

議案第133号 川崎市中原市民館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第134号 川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第139号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
(原案可決)

令和 6 年 1 0 月 7 日

川 崎 市 議 会 議 長

青 木 功 雄 様

健康福祉委員長

鈴 木 朋 子

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

議案第 1 1 8 号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）（原案可決）

議案第 1 3 0 号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について（原案可決）

議案第 1 3 8 号 令和 6 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（原案可決）

議案第 1 4 0 号 令和 6 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（原案可決）

議案第 1 4 1 号 令和 6 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算（原案可決）

議案第 1 4 2 号 令和 6 年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算（原案可決）

議案第 1 6 5 号 川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 1 6 6 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

令和 6 年 1 0 月 7 日

川 崎 市 議 会 議 長

青 木 功 雄 様

まちづくり委員長

矢 沢 孝 雄

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

議案第 1 1 8 号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（建設緑政局に関する部分）（原案可決）

議案第 1 2 2 号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 1 2 3 号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 1 2 6 号 初山住宅新築第 3 号工事請負契約の締結について（原案可決）

議案第 1 3 1 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について（原案可決）

議案第 1 3 2 号 市道路線の認定及び廃止について（原案可決）

議案第 1 4 4 号 令和 6 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算（原案可決）

令和6年10月7日

川崎市議会議長

青木功雄様

環境委員長

林敏夫

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（環境局に関する部分）（原案可決）

議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（原案可決）

議案第127号 東扇島掘込部埋立その2工事請負契約の締結について（原案可決）

議案第143号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算（原案可決）

令和6年10月4日

川崎市議会議長

青木功雄様

決算審査特別委員長

上原正裕

決算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- | | | |
|---------|--|-------|
| 議案第145号 | 令和5年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第146号 | 令和5年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第147号 | 令和5年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第148号 | 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第149号 | 令和5年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第150号 | 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第151号 | 令和5年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第152号 | 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第153号 | 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第154号 | 令和5年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第155号 | 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第156号 | 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |

- 議案第 1 5 7 号 令和 5 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第 1 5 8 号 令和 5 年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第 1 5 9 号 令和 5 年度川崎市病院事業会計決算認定について (認 定)
- 議案第 1 6 0 号 令和 5 年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第 1 6 1 号 令和 5 年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第 1 6 2 号 令和 5 年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第 1 6 3 号 令和 5 年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について (認 定)

令和6年10月8日

川崎市議会議長

青木功雄様

文教委員長

浦田大輔

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第 5 号 きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請
に関する請願 (取り下げ)

請願第 17 号 教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請
願 (不採択)

請願第 18 号 小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願
(不採択)

発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 無 所 属

発言者氏名 月本 琢也

予 定 時 間 5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について」に対する修正案の提案説明



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 あしたの川崎・日本維新の会

発言者氏名 岩田 英高

予 定 時 間 3 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する附帯決議案の提案説明



代表討論通告書

令和6年10月9日

川崎市議会議長様

会 派 名 み ら い

討論者氏名 木庭 理香子

時 間 約 40 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第130号
賛 成 討 論	議案第124号、第128号、第133号、第134号、第136号
報 告	
報告第21号	



代表討論通告書

令和6年10月9日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 市古 次郎

時 間 約28分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第119号、第122号、第124号、第127号、第130号、
	第131号、第133号、第134号、第145号、第146号、
	第148号、第150号、第152号、第153号、第157号、
	第161号、第166号
賛 成 討 論	議案第121号、第123号、第136号、第165号
	請願第17号、第18号
報 告	
報告第18号～第22号	



代表討論通告書

令和6年10月9日

川崎市議会議長 様

会 派 名 あしたの川崎・日本維新の会

討論者氏名 高戸 友子

時 間 約5分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第130号
報 告	



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 無 所 属

発言者氏名 月本 琢也

予 定 時 間 5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第15号の提案説明
(聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための 公職選挙法等の改正を求める意見書)



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 自由民主党

発言者氏名 原 典之

予 定 時 間 3 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第16号の提案説明
(聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書)



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 み ら い

発言者氏名 堀 添 健

予 定 時 間 5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第7号の提案説明
(職場における熱中症対策の徹底を求める意見書)



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 無 所 属

発言者氏名 吉沢 章子

予 定 時 間 5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第18号の提案説明
(公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書)



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 無 所 属

発言者氏名 吉沢 章子

予 定 時 間 5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第9号の提案説明
(地方公営企業法の改正を求める意見書)



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 石川 建二

予 定 時 間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第20号の提案説明
(米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書)



発 言 通 告 書

令和6年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 無 所 属

発言者氏名 三浦 恵美

予 定 時 間 7 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第21号の提案説明
(入管法の強化を求める意見書)



閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和6年10月11日

《 総 務 委 員 会 》 陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号 総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について
《 文 教 委 員 会 》 請願第6号、7号、11号 陳情第1号 市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について
《 健 康 福 祉 委 員 会 》 請願第4号、13号 陳情第43号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について
《 ま ち づ く り 委 員 会 》 請願第3号、14号 陳情第14号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について
《 環 境 委 員 会 》 陳情第63号 環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について
《 議 会 運 営 委 員 会 》 陳情第57号 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項